

社会福祉法人 神戸中央福祉会

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸中央福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤理事	報酬
(2) 非常勤役員	報酬
(3) 評議員	報酬
(4) 評議員選任・解任委員	報酬
(5) 第三者委員	報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等会議に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間80万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 5 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 委員等に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員等が、その職務の執行に当たり負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（支給の方法）

- 第5条 常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く）は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要な都度、支払うものとする。

（支給の形態）

- 第6条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

- 第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

- 第8条 この規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附　則

この規程は、平成29年　4月　1日から施行する。

この規程は、平成30年12月　1日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表3（委員等の報酬）

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
第三者委員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円